

子未第 493 号  
令和 4 年 2 月 2 日

各市町村子ども・子育て支援新制度担当部長 殿

茨城県保健福祉部子ども政策局  
子ども未来課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した施設に係る対応及び検査の  
一時停止について (通知)

上記検査については、令和 4 年 1 月 25 日付け子未第 468 号及び同年 1 月 31 日付け子未第 484 号にて通知 (以下「前回通知」という。) したところでありますが、オミクロン株の感染拡大による検査体制の逼迫及び PCR 検査の遅れに伴う患者への治療開始の遅延等への懸念を踏まえ、県感染症対策課より 2 月 4 日 (金) 受付分をもって一斉検査を一時停止する旨の連絡がありました。

つきましては、2 月 5 日 (土) 以降の一斉検査が再開されるまでの間、幼児教育・保育施設で陽性者が発生した場合の対応について、下記のとおり整理いたしましたので、貴管内の幼児教育・保育施設 (認可外保育施設を含む) に対して、周知くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 陽性者が発生した場合の対応

- 子ども及び職員に陽性者が発生した場合、濃厚接触者について、各施設でまとめてください。  
※必ずしも、前回通知における「濃厚接触候補者リスト」を用いる必要はなく、また、濃厚接触者以外の接触者についてまとめる必要はありません。

※濃厚接触者の考え方については、県ホームページをご参照ください。

【県ホームページ】

[https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/idwr/influ\\_taisaku/noukousessyokusyaannai.html](https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/idwr/influ_taisaku/noukousessyokusyaannai.html)

※1 月 19 日より、保健所における濃厚接触者の特定調査が、原則陽性者の同居者に限定されております。

- 濃厚接触者と特定した者については、陽性者との最終接触日から 7 日間 (8 日目解除) の自宅待機をお願いいたします。なお、この期間において発熱などの症状が現れた場合には、速やかにかかりつけ医または診療・検査医療機関へ必ず事前にお電話したうえで受診いただくようお願いいたします。

(注：自宅待機の期間については、1/28 付け厚労省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡

大が確認された場合の対応」により、従前の10日前から7日間短縮されました)

- 施設の休園については、濃厚接触者の範囲等を勘案し、決定してください。

なお、決定に当たっては、私立幼稚園については設置者においてご判断いただき差し支えありませんが、保育所・幼保連携型認定こども園については各市町村が各施設との協議の上、ご判断いただくようお願いいたします。

## 2 留意事項

- 社会機能維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、幼児教育・保育施設に従事する職員については、感染者と最後に接触した日から4、5日目両日の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された無症状者である場合、7日間の外出自粛及び健康観察期間を短縮することが可能となっております（当該検査の実施は自費）。

※PCR検査での陰性確認された場合については、特例の適用外となっておりますが、1月28日及び1月31日にご連絡しました、つくばウェルネスパーク内でのPCR検査において、感染者と最後に接触した日から5日目以降の陰性が確認された場合のみは、例外的に7日間の外出自粛及び健康観察期間を短縮することが可能です。

- 休園するに当たっては、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子ども等への保育等が提供されないことがないよう、柔軟なご対応をお願いいたします。

茨城県保健福祉部子ども政策局子ども未来課

企画・幼稚園G TEL:029-301-3252

保育G TEL:029-301-3243